

1. 過去の地下水浄化事業の経緯

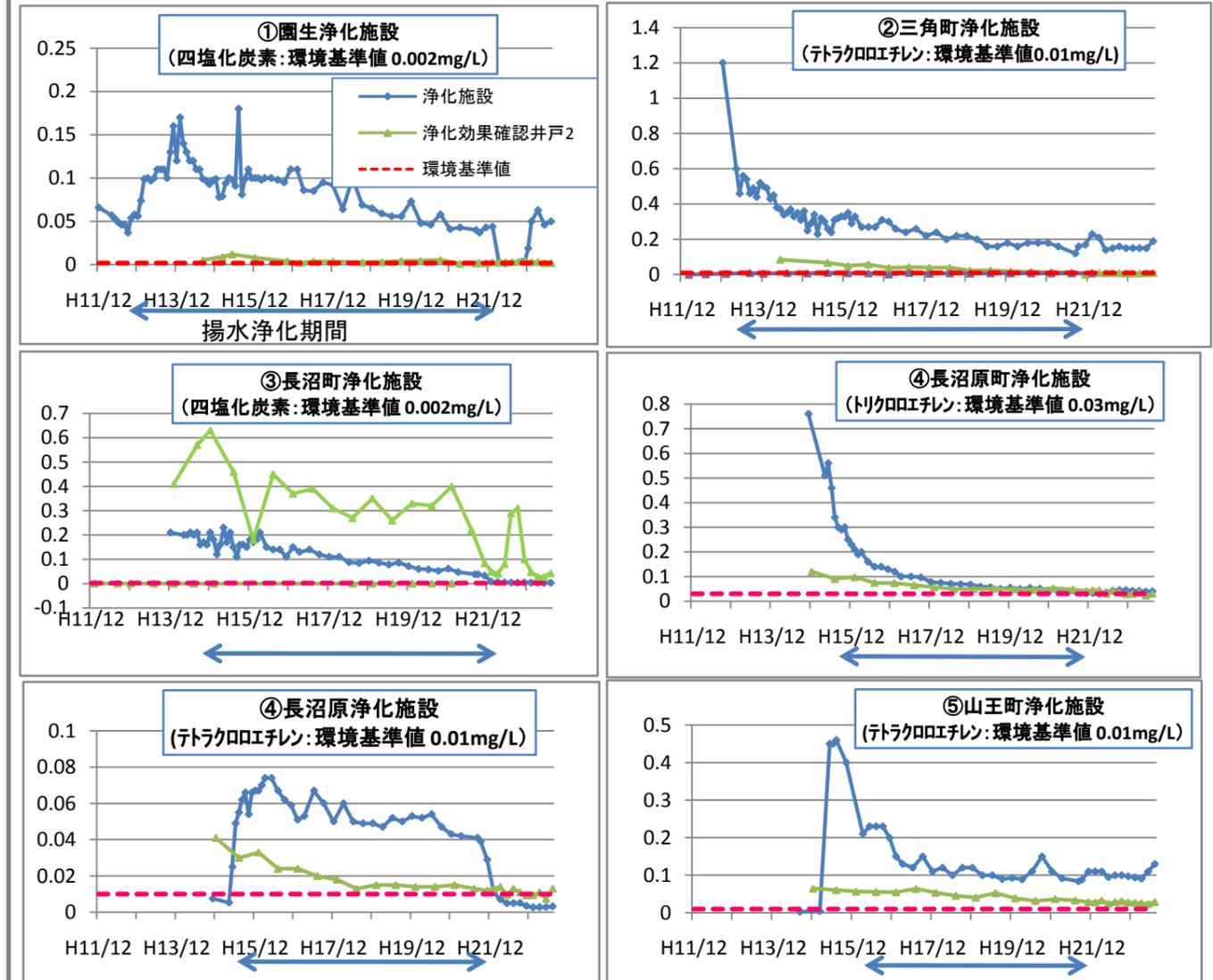
- ①昭和63年度に稲毛区長沼地区において、有機塩素系化合物による地下水汚染が顕在化した。
- ②これを受け、汚染原因究明調査を実施するとともに、飲用指導及び当該区域の飲用水確保のため、上水道布設補助事業を実施してきた。
- ③平成8年からは、汚染地下水の浄化対策を推進するため、「地下水汚染調査対策検討委員会」により、浄化方法、浄化位置等について検討を行った。
- ④検討の結果を受けて、平成11年4月に市の財源と事業者からの寄付を原資とした基金を設立し(千葉市地下水浄化事業推進基金条例制定)、浄化施設を平成11年度以降15年度までに毎年1基ずつ5基設置し、汚染地下水の直接浄化に取り組んだ。
- ⑤現在は、平成20年度に今後の事業のあり方を地下水保全専門委員会で検討した結果、平成21年11月より揚水浄化施設を一時停止し、既存浄化施設による効果や自然浄化の機能を確認するため詳細調査を実施している。

2. 地下水浄化施設の概要

設置年度	設置場所	処理能力(m <sup>3</sup> /日)	処理項目	環境基準(mg/L)	原水濃度		除去量推計(kg)
					揚水開始時	21年度平均	
① 11年度	園生町	300	四塩化炭素	0.002	0.057	0.023	60
② 12年度	三角町	100	テトラクロロエチレン	0.01	0.6	0.15	65
③ 13年度	長沼町	100	四塩化炭素	0.002	0.2	0.0038	30
④ 14年度	長沼原町	50	トリクロロエチレン	0.03	0.51	0.042	11
			テトラクロロエチレン	0.01	0.0053	0.04	5
⑤ 15年度	山王町	100	テトラクロロエチレン	0.01	0.23	0.096	20

※平成21年以降、すべての施設で揚水浄化停止中

3. 汚染物質濃度の経年変化



4. 平成23年度地下水保全専門委員会報告

第1回(7月22日) 地下水浄化施設の浄化効果について

- ①平成21年11月まで浄化施設を稼働し、全体的に浄化の効果が認められた。
- ②揚水ばっ気の効率は初期と比較して低下してきている。

第2回(9月7日) 浄化施設による浄化から自然浄化への転換について

- ①長沼町、長沼原町、三角町の浄化施設については、揚水浄化中の濃度に比べ揚水浄化停止後の濃度が低い傾向にあることなどから自然浄化の効果が認められる。
- ②山王町の浄化施設については、揚水浄化停止後の濃度に変化が見られず、施設を再稼働させたとしても大きな効果は期待できないことから、自然浄化に切り替えてもよい。
- ③園生町の浄化施設については、揚水浄化停止後のデータにバラツキがあるためもう少し監視してみて自然浄化に転換できるのか判断した方がよい。
- ④今後はモニタリングの頻度、方法、観測項目について議論していく。

今後の方針(平成24年度)

- ①園生町以外の4施設に関しては浄化施設を廃止し、自然浄化を継続する。
- ②園生町の地下水浄化施設は揚水停止を継続し、汚染物質の濃度変化の傾向を確認する。
- ③自然浄化へ転換後は定期的を実施効果をモニタリングし、その結果に基づいて対応していく。